

消防相互応援協定

市町村の消防責任は、原則として当該市町村の区域内です。しかし、災害は市町村の境界付近や高速道路などで発生したり、あるいは、一市町村の区域内にとどまる災害でも大規模なものや特殊な態様のものが発生したりします。そのため消防力を相互補完し合い、災害の拡大防止、被害の軽減を図る必要があります。

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、当消防本部では消防相互応援協定を締結しています。

広域消防相互応援協定

協 定 名	締結年月日	協 定 市 町 村 等
愛知県内広域消防相互応援協定	H15. 4. 1	愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合
愛知県下高速道路における消防相互応援協定	H30. 7. 31	愛知県下の高速自動車国道沿線の17市1町5消防事務組合に関する一部事務組合
尾張西北部地区消防相互応援協定	H19. 1. 17	一宮市、江南市、岩倉市、西春日井広域事務組合、丹羽広域事務組合
高速道路における消防相互応援協定	H19. 1. 19	小牧市、岩倉市、一宮市、羽島市、大垣消防組合
木曾川流域消防相互応援協定	H19. 1. 25	一宮市、犬山市、江南市、丹羽広域事務組合、羽島市、各務原市、海津市、羽島郡広域連合
愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	R 4. 4. 1	愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合

隣接消防相互応援協定

消 防 相 互 応 援 協 定	H21. 3. 30	海部東部消防組合
消 防 相 互 応 援 協 定	H21. 3. 30	愛西市